

2017年1月24日
三井情報株式会社

人事制度改定のお知らせ
－育児・介護制度の拡充について－

三井情報株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:齋藤 正記、以下 MKI)は、2017年1月1日より、育児や介護と仕事の両立を図る従業員を支えるための制度を順次拡充します。

MKI では、MKI グループ「働き方改革」の一環として、従業員一人ひとりがそれぞれのライフステージで最大限の能力を発揮し、いきいきと安心して働ける職場環境づくりを目指し制度の拡充を行っています。

2017年1月1日には子の看護休暇の取得可能日数を増やし、法定の倍の日数を取得可能としました。また2017年4月1日には、見通しの立てづらい介護を担う従業員が短時間勤務を利用出来る期間を無期限に延長するほか、育児や介護を理由に退職した従業員の再入社制度を新設するなど、従業員がライフステージに合わせ柔軟に働き方を選択出来るよう複数の制度を拡充します。

MKI は、今後も従業員一人ひとりのワークライフバランスの実現を支援すると共に、個々の能力を引き出す職場環境づくりを進めることで、顧客や社会に貢献していくことを目指します。

■主な変更内容

<育児制度>

	変更前	変更後
育児短時間勤務	満3歳の誕生日を迎えるまで	小学校第三学年終了前まで
育児のための時差出勤	小学校就学前まで	小学校第三学年終了前まで
子の看護休暇※1	一年度につき5日 (子が二人以上の場合 10日) 小学校就学前まで	一年度につき10日 (子が二人以上の場合 20日) 小学校第三学年終了前まで
再入社制度	(新設)	育児が理由の退職の場合、退職後5年以内の再入社を認める

※1 法定では一年度に取得できる看護休暇の日数は子が一人の場合5日、二人以上の場合10日ですが、MKIでは子が一人の場合10日、二人以上の場合20日まで取得可能。2017年1月1日以降。

<介護制度>

	変更前	変更後
介護短時間勤務	93日	期間は無制限
介護のための時差出勤	(新設)	期間は無制限
再入社制度	(新設)	介護が理由の退職の場合、退職後5年以内の再入社を認める

■対象者 : 三井情報株式会社従業員

以上